

務	00	01	10年
(令和15年3月末まで保存)			
生保第514号			
令和5年2月24日			

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の施行について  
火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第14号。別添参照。以下「改正府令」という。）が本年2月16日に公布され、本年3月1日から施行されることとなった。

改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

#### 記

#### 1 趣旨

都道府県公安委員会に届出をすることなく運搬することができる爆薬の数量について見直すものである。

#### 2 内容

- (1) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）において、火薬類を運搬しようとする場合、その荷送人は、その旨を出発地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならないこととされているが、内閣府令で定める数量（以下「府令数量」という。）以下の火薬類を運搬する場合は、この限りではないとされている（同法第19条第1項）。爆薬に係る府令数量は、現在100キログラムと定められているところ、今般、業界団体から警察庁に対し、爆薬の中でも取扱い時の安定性がより高い硝安油剤爆薬及び含水爆薬に係る府令数量を120キログラムとしてほしい旨の要望があった。これまでに実施された実験の結果等から、同数量によっても保安上支障がないと認められることから、爆薬に係る府令数量を細分化し、爆薬のうち硝安油剤爆薬及び含水爆薬に係る府令数量について100キログラムから120キログラムに改めることとした。
- (2) 火薬類の運搬の届出に当たっては届出書及び運搬計画書をそれぞれ2通提出することとされているところ、届出を行う者の負担軽減の観点から提出通数を1通に改めることとした。

#### 3 運用上の留意事項

改正府令附則第2条第1項の規定により、改正府令の施行の日の前にした届出に係る火薬類の運搬については改正府令による改正後の規定は適用しないとされているところ、本規定の適正な運用に努められたい。

担当：生活保安課 営業・危険物係